



鳥取県公報

平成 30 年 3 月 27 日 (火)
号外第 29 号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 条 例	鳥取県障害福祉サービス事業に関する条例の一部を改正する条例 (20) (障がい福祉課) 4
	鳥取県介護保険施設に関する条例等の一部を改正する条例 (21) (長寿社会課) 11
	鳥取県青少年健全育成条例の一部を改正する条例 (22) (青少年・家庭課) 26
	鳥取県児童福祉施設に関する条例の一部を改正する条例 (23) (子ども発達支援課) 28
	鳥取県障害児通所支援事業及び障害児入所施設に関する条例の一部を改正する条例 (24) (〃) 30

==== 公布された条例のあらまし ====

◇鳥取県障害福祉サービス事業に関する条例の一部改正について

1 条例の改正理由

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の一部が改正され、新たな障害福祉サービス事業として就労定着支援及び自立生活援助が創設されたこと等に伴い、所要の改正を行う。

2 条例の概要

- (1) 事業所ごとに管理者、就労定着支援員及びサービス管理責任者を置くこと、正当な理由がなくサービスの提供を拒まないこと等の就労定着支援の人員、設備、運営等の基準を定める。
- (2) 事業所ごとに管理者、地域生活支援員及びサービス管理責任者を置くこと、正当な理由がなくサービスの提供を拒まないこと等の自立生活援助の人員、設備、運営等の基準を定める。
- (3) 共同生活援助のうち日中サービス支援型事業所について、世話人、生活支援員又はサービス管理責任者のうちいずれか1人以上は、常勤の者であることその他の人員及び設備に関する基準を定める。
- (4) その他所要の規定の整備を行う。
- (5) 施行期日は、平成30年4月1日とする。

◇鳥取県介護保険施設に関する条例等の一部改正について

1 条例の改正理由

介護保険法の一部が改正され、新たな介護保険施設として介護医療院が創設されたこと等に伴い、所要の改正を行う。

2 条例の概要

(1) 鳥取県介護保険施設に関する条例の一部改正

- ア 療養室の定員は4人以下とし、入所者1人当たりの床面積は8平方メートル以上とすること、身体的拘束等を行わないこと等の介護医療院の従業者、設備及び運営等の基準を定める。
- イ 療養病床等の介護老人保健施設への転換に関する経過措置を平成36年3月31日（現行 平成30年3月31日）まで延長する。
- ウ その他所要の規定の整備を行う。

(2) 鳥取県居宅サービス事業及び介護予防サービス事業に関する条例の一部改正

- ア 訪問リハビリテーション等を行うことができる施設に、介護医療院を加える。
- イ その他所要の規定の整備を行う。

(3) 鳥取県指定介護療養型医療施設に関する条例の一部改正

条例の失効期日は、平成36年3月31日（現行 平成30年3月31日）とする。

(4) 鳥取県医療法施行条例の一部改正

- ア 病院の開設の許可等に係る地域の既存の病床数の算定に当たっては、平成36年3月31日までの間、介護老人保健施設及び介護医療院の入所定員数を既存の療養病床の病床数とみなすこととする。
- イ 特定介護療養型医療施設及び特定病院の看護師等の員数の特例の適用期間を平成36年3月31日（現行 平成30年3月31日）まで延長する。

(5) 施行期日等

- ア 施行期日は、公布日とする(1)イ、(3)及び(4)イに関する事項を除き、平成30年4月1日とする。
- イ 所要の経過措置を講ずる。

◇鳥取県青少年健全育成条例の一部改正について

1 条例の改正理由

青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律の一部改正に伴い、所要の改正を行う。

2 条例の概要

- (1) 保護者は、正当な理由がある場合に限り、青少年有害情報フィルタリング有効化措置を利用しない旨の申出を書面又は電磁的記録により行うことができるものとする。
- (2) 携帯電話インターネット接続役務提供事業者等は、(1)の書面又は電磁的記録を一定期間保存するものとする。
- (3) 知事は、事業者が(2)に違反していると認めるときは、当該事業者に対し、必要な措置を講ずるよう勧告することができるものとする。
- (4) その他所要の規定の整備を行う。
- (5) 施行期日は、公布日とする。

◇鳥取県児童福祉施設に関する条例の一部改正について

1 条例の改正理由

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の一部改正を踏まえ、所要の改正を行う。

2 条例の概要

- (1) 福祉型障害児入所施設及び福祉型児童発達支援センターに配置すべきものとしていた看護師について、保健師、助産師、看護師又は准看護師に緩和する。
- (2) 施行期日は、平成30年4月1日とする。

◇鳥取県障害児通所支援事業及び障害児入所施設に関する条例の一部改正について

1 条例の改正理由

児童福祉法の一部が改正され、新たな障害児通所支援事業として居宅訪問型児童発達支援が創設されたこと等に伴い、所要の改正を行う。

2 条例の概要

- (1) 事業所ごとに管理者、訪問支援員及び児童発達支援管理責任者を置くこと、事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画を設けること、正当な理由がなくサービスの提供を拒まないこと等の居宅訪問型児童発達支援の人員、設備、運営等の基準を定める。
- (2) 児童発達支援において配置すべき従業者について、指導員を児童指導員に改めるとともに、障害福祉サービス経験者を加える。
- (3) 配置すべきものとしていた看護師について、保健師、助産師、看護師又は准看護師に緩和する。
- (4) 児童発達支援事業者及び放課後等デイサービス事業者について、毎年、その提供するサービスの評価及び改善の内容を公表するものとする。
- (5) その他所要の規定の整備を行う。
- (6) 施行期日等
 - ア 施行期日は、平成30年4月1日とする。
 - イ 所要の経過措置を講ずる。

条 例

鳥取県障害福祉サービス事業に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年3月27日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県条例第20号

鳥取県障害福祉サービス事業に関する条例の一部を改正する条例

鳥取県障害福祉サービス事業に関する条例（平成24年鳥取県条例第71号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>目次</p> <p>第1章～第9章 略</p> <p><u>第10章 就労定着支援（第21条・第22条）</u></p> <p><u>第11章 自立生活援助（第23条・第24条）</u></p> <p><u>第12章 共同生活援助（第25条・第26条）</u></p> <p><u>第13章 多機能型の特例（第27条）</u></p> <p>附則</p> <p>（基準）</p> <p>第20条 略</p> <p style="text-align: center;"><u>第10章 就労定着支援</u></p> <p>（基本方針）</p> <p><u>第21条 就労定着支援は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、通常の事業所での就労の継続を図るために必要な当該事業所の事業主、障害福祉サービスを行う者、医療機関その他の者との連絡調整その他の支援を適切かつ効果的に行うものでなければならない。</u></p> <p>（基準）</p> <p><u>第22条 就労定着支援に係る指定基準は、別表第9のとおりとする。</u></p> <p><u>2 前項に定めるもののほか、就労定着支援に係る指定基準は、就労定着支援の目的を達成するために必要な事項について、サービスの質の向上に配慮して規則で定める。</u></p> <p style="text-align: center;"><u>第11章 自立生活援助</u></p> <p>（基本方針）</p> <p><u>第23条 自立生活援助は、利用者が地域において自立</u></p>	<p>目次</p> <p>第1章～第9章 略</p> <p>第10章 共同生活援助（第21条・第22条）</p> <p>第11章 多機能型の特例（第23条）</p> <p>附則</p> <p>（基準）</p> <p>第20条 略</p>

した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、定期的な巡回又は随時の通報を受けて行う訪問、当該利用者からの相談対応等により、当該利用者の状況を把握し、保健、医療、福祉、就労支援、教育等の関係機関との密接な連携の下で、当該利用者の意向、適性、障がいの特性その他の状況及びその置かれている環境に応じて、必要な情報の提供及び助言その他の必要な援助を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

(基準)

第24条 自立生活援助に係る指定基準は、別表第10のとおりとする。

2 前項に定めるもののほか、自立生活援助に係る指定基準は、自立生活援助の目的を達成するために必要な事項について、サービスの質の向上に配慮して規則で定める。

第12章 略

(基本方針)

第25条 略

(基準)

第26条 共同生活援助に係る指定基準は、別表第11のとおりとする。

2 略

第13章 略

第27条 生活介護、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援A型及び就労継続支援B型並びに児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の2の2第2項に規定する児童発達支援、同条第3項に規定する医療型児童発達支援、同条第4項に規定する放課後等デイサービス、同条第5項に規定する居宅訪問型児童発達支援及び同条第6項に規定する保育所等訪問支援のうち2種類以上の事業を一体的に行う事業所に係る最低基準及び指定基準は、第5条から前条までの規定にかかわらず、これらの規定に準じて規則で定める。

別表第5（第14条関係）

区分	指定基準
従業	1・2 略

第10章 略

(基本方針)

第21条 略

(基準)

第22条 共同生活援助に係る指定基準は、別表第9のとおりとする。

2 略

第11章 略

第23条 生活介護、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援A型及び就労継続支援B型並びに児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の2の2第2項に規定する児童発達支援、同条第3項に規定する医療型児童発達支援、同条第4項に規定する放課後等デイサービス及び同条第5項に規定する保育所等訪問支援のうち2種類以上の事業を一体的に行う事業所に係る最低基準及び指定基準は、第5条から前条までの規定にかかわらず、これらの規定に準じて規則で定める。

別表第5（第14条関係）

区分	指定基準
従業	1・2 略

者の配置	3 サービス提供責任者のうち、1人以上は、常勤とすること。
略	

者の配置	3 サービス提供責任者のうち、1人以上は、 <u>専任かつ</u> 常勤とすること。
略	

別表第8（第20条関係）

区分	最低基準	指定基準
略		
サービスの開始	略	1 略 2 サービスの提供を開始するときは、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、次に掲げる事項を記載した書面を交付して説明を行い、利用申込者の同意を得ること。 (1)～(4) 略 (5) サービスの内容（ <u>就労継続支援A型</u> にあつては、 <u>生産活動に係るものを除く。</u> ）並びに利用者から受領する費用の種類及びその額 (6) <u>就労継続支援A型</u> にあつては、 <u>サービスの内容（生産活動に係るものに限る。）</u> 並びに利用者の労働時間、賃金及び工賃 (7)～(14) 略
略		

別表第8（第20条関係）

区分	最低基準	指定基準
略		
サービスの開始	略	1 略 2 サービスの提供を開始するときは、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、次に掲げる事項を記載した書面を交付して説明を行い、利用申込者の同意を得ること。 (1)～(4) 略 (5) サービスの内容（ <u>生産活動に係るものを除く。</u> ）並びに利用者から受領する費用の種類及びその額 (6) サービスの内容（ <u>生産活動に係るものに限る。</u> ）並びに利用者の労働時間、賃金及び工賃 (7)～(14) 略
略		

別表第9（第22条関係）

区分	指定基準
従業者の配置	1 次に掲げる従業者を事業所ごとに置くこと。 (1) 管理者

	<p>(2) 就労定着支援員</p> <p>(3) サービス管理責任者</p> <p>2 管理者は、専らその職務に従事することができる者をもって充てること。ただし、利用者の支援に支障がない場合として規則で定める場合にあっては、この限りでない。</p> <p>3 サービス管理責任者のうち1人以上は、常勤の者とする。</p>
設備	事業の運営を行うために必要な広さの区画を有するとともに、サービスの提供に必要な設備及び備品等を備えること。
サービスの開始	<p>1 正当な理由がなく、サービスの提供を拒まないこと。</p> <p>2 利用申込者に対し適切なサービスを提供することが困難であると認めた場合は、適当な他の事業者等の紹介その他の措置を講ずること。</p> <p>3 サービスの提供を開始するときは、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、次に掲げる事項を記載した書面を交付して説明を行い、利用申込者の同意を得ること。</p> <p>(1) 事業の目的及び運営の方針</p> <p>(2) 従業者の職種、人数及び職務の内容</p> <p>(3) 営業日及び営業時間</p> <p>(4) サービスの提供方法及び内容並びに利用者から受領する費用の種類及びその額</p> <p>(5) 事業の実施地域</p> <p>(6) 事業の主たる対象とする障がいの種類を定めた場合には当該障がいの種類</p> <p>(7) 虐待の防止のための措置に関する事項</p> <p>(8) 従業者の勤務体制</p> <p>(9) その他サービスの選択に資する重要事項</p>
個別支援計画	別表第2個別支援計画の項の中欄に掲げる基準を満たすこと。
サービスの提供	<p>1 サービスを提供したときは、サービスの提供の都度、提供日、内容その他必要な事項を記録し、利用者の確認を受けること。</p> <p>2 利用者の人権を守り、虐待の発生を防止するため、障害者虐待の防止、障害者の養</p>

	<p>護者に対する支援等に関する法律第15条の規定に従い、従業者に対する研修の実施、責任者の設置その他の措置を講ずること。</p> <p>3 サービスの開始の項第3号(1)から(7)までに掲げる事項その他運営に関する重要事項についての規程を事業所ごとに定めること。</p> <p>4 利用者の選定による事業の実施地域以外の地域でのサービスの提供に要した交通費以外の費用を徴収しないこと。</p> <p>5 利用者の支援について、自らサービスの評価を行い、その結果を利用者及びその家族に周知すること。また、外部の者による評価を行い、その結果を公表するよう努めること。</p>
記録の作成及び保存	<p>従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録、利用者ごとの個別支援計画、サービスの提供の項第1号の記録その他規則で定める記録を整備し、規則で定めるところにより保存すること。</p>
事故等への対応	<p>別表第1事故等への対応の項に掲げる基準を満たすこと。</p>

別表第10 (第24条関係)

区分	指定基準
従業者の配置	<p>1 次に掲げる従業者を事業所ごとに置くこと。</p> <p>(1) 管理者</p> <p>(2) 地域生活支援員</p> <p>(3) サービス管理責任者</p> <p>2 管理者は、専らその職務に従事することができる者をもって充てること。ただし、利用者の支援に支障がない場合として規則で定める場合にあつては、この限りでない。</p>
設備	<p>別表第9の設備の項に掲げる基準を満たすこと。</p>
サービスの開始	<p>1 正当な理由がなく、サービスの提供を拒まないこと。</p> <p>2 利用申込者に対し適切なサービスを提供することが困難であると認めた場合は、適当な他の事業者等の紹介その他の措置を講ずること。</p>

	<p>3 サービスの提供を開始するときは、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、次に掲げる事項を記載した書面を交付して説明を行い、利用申込者の同意を得ること。</p> <p>(1) 事業の目的及び運営の方針</p> <p>(2) 従業者の職種、人数及び職務の内容</p> <p>(3) 営業日及び営業時間</p> <p>(4) サービスの提供方法及び内容並びに利用者から受領する費用の種類及びその額</p> <p>(5) 事業の実施地域</p> <p>(6) 事業の主たる対象とする障がいの種類を定めた場合には当該障がいの種類</p> <p>(7) 虐待の防止のための措置に関する事項</p> <p>(8) 従業者の勤務体制</p> <p>(9) その他サービスの選択に資する重要事項</p>
個別 支援 計画	別表第2個別支援計画の項の中欄に掲げる基準を満たすこと。
サー ビス の提 供	<p>1 サービスを提供したときは、サービスの提供の都度、提供日、内容その他必要な事項を記録し、利用者の確認を受けること。</p> <p>2 利用者の人権を守り、虐待の発生を防止するため、障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律第15条の規定に従い、従業者に対する研修の実施、責任者の設置その他の措置を講ずること。</p> <p>3 サービスの開始の項第3号(1)から(7)までに掲げる事項その他運営に関する重要事項についての規程を事業所ごとに定めること。</p> <p>4 利用者の選定による事業の実施地域以外の地域でのサービスの提供に要した交通費以外の費用を徴収しないこと。</p> <p>5 利用者の支援について、自らサービスの評価を行い、その結果を利用者及びその家族に周知すること。また、外部の者による評価を行い、その結果を公表するよう努めること。</p>
記録 の作 成及	従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録、利用者ごとの個別支援計画、サービスの提供の項第1号の記録その他規則で定める記

び保 存	録を整備し、規則で定めるところにより保存 すること。
事故 等へ の対 応	別表第1事故等への対応の項に掲げる基準 を満たすこと。

別表第11 (第26条関係)

区分	指定基準
従業 者の 配置	1・2 略 3 常時介護を要する者に対して、常時の支 援体制を確保した上で行われる入浴、排せ つ、食事の介護その他の日常生活上の援助 を行う事業所（以下「日中サービス支援型 事業所」という。）にあつては、世話人、 生活支援員又はサービス管理責任者のうち いずれか1人以上は、常勤の者であるこ と。
設備	1 略 2 共同生活住居として、次の設備を設ける こと。ただし、日中サービス支援型事業所 以外の事業所において利用者の支援に支障 がない場合にあつては、居室の数を20室以 下とすることができる。 (1)～(6) 略 3 日中サービス支援型事業所にあつては、 構造上、共同生活住居ごとの独立性が確保 されており、利用者の支援に支障がない場 合は、1つの建物に複数の共同生活住居を 設けることができること。ただし、当該建 物における居室の数は、20室以下とする。 4 略 5 日中サービス支援型事業所以外の事業所 において、共同生活住居とは別の場所に設 置され、当該共同生活住居と密接な連携を 確保しつつ運営される住居を設ける場合 には、当該住居については、次のとおりと すること。 (1)～(3) 略 6 略
略	略

別表第9 (第22条関係)

区分	指定基準
従業 者の 配置	1・2 略
設備	1 略 2 共同生活住居として、次の設備を設ける こと。ただし、利用者の支援に支障がない 場合にあつては、居室の数を20室以下とす ることができる。 (1)～(6) 略 3 略 4 共同生活住居とは別の場所に設置され、 当該共同生活住居と密接な連携を確保しつ つ運営される住居については、次のとおり とすること。 (1)～(3) 略 5 略
略	略

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

鳥取県介護保険施設に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年3月27日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県条例第21号

鳥取県介護保険施設に関する条例等の一部を改正する条例

(鳥取県介護保険施設に関する条例の一部改正)

第1条 鳥取県介護保険施設に関する条例(平成24年鳥取県条例第77号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、介護保険法(平成9年法律第123号。以下「法」という。)第86条第1項、第88条第1項及び第2項、<u>第97条第1項から第3項まで並びに第111条第1項から第3項までの規定に基づき、介護保険施設の従業者、設備及び運営に関する基準を定めるものとする。</u></p> <p>(介護老人保健施設の基準)</p> <p>第6条 略</p> <p>(介護医療院の基本方針)</p> <p>第7条 <u>介護医療院の基本方針は、次のとおりとする。</u></p> <p>(1) <u>長期にわたり療養が必要である入所者に対し、入所者の意思及び人格を尊重し、常に入所者の立場に立って、施設サービス計画に基づき介護医療院サービスを行うことにより、入所者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにしなければならない。</u></p> <p>(2) <u>明るく家庭的な雰囲気、地域や家庭との結び付きを重視した運営を行うとともに、市町村、居宅介護支援事業を行う者、居宅サービス事業を行う者、他の介護保険施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。</u></p> <p>(3) <u>提供するサービスについての評価の結果、法第114条第1項の規定による助言等を踏まえ、その向上を図るよう努めなければならない。</u></p> <p>2 <u>施設の全部が第3条第2項各号に掲げる要件に該当すると知事に申し出た介護医療院(以下「ユニット型介護医療院」という。)の基本方針は、前項に定めるもののほか、各ユニットにおいて入居者が相</u></p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、介護保険法(平成9年法律第123号。以下「法」という。)第86条第1項、第88条第1項及び第2項<u>並びに第97条第1項から第3項までの規定に基づき、介護保険施設の従業者、設備及び運営に関する基準を定めるものとする。</u></p> <p>(介護老人保健施設の基準)</p> <p>第6条 略</p>

互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことができるようにすることを目指すこととする。

(介護医療院の基準)

第8条 介護医療院の従業者、設備及び運営に関する基準は、別表第3のとおりとする。

2 前項に定めるもののほか、介護医療院の従業者、設備及び運営に関する基準は、介護医療院の目的を達成するために必要な事項について、サービスの質の向上に配慮して規則で定める。

附 則

第1条・第2条 略

(介護老人保健施設に関する経過措置)

第3条 略

2 病院又は診療所の開設者が病床を減少して開設する介護老人保健施設の当該開設時の建物については、平成36年3月31日までに病院又は診療所の病床を減少させることその他の規則で定める要件を満たす場合に限り、別表第2設備の項第1号の規定は、適用しない。

3 病院又は診療所の開設者が病床を減少して開設する介護老人保健施設については、平成36年3月31日までに病院又は診療所の病床を減少させることその他の規則で定める要件を満たす場合に限り、併設される病院又は診療所の施設を利用することができると認められるときは、別表第2設備の項第2号(2)の規定は、適用しない。

4 病院又は診療所の開設者が病床を減少して開設する介護老人保健施設の当該開設時の療養室については、平成36年3月31日までに病院又は診療所の病床を減少させることその他の規則で定める要件を満たす場合に限り、別表第2設備の項第3号(2)の規定は、新築、増築又は全面的な改築の工事が終了するまでの間、適用しない。この場合において、療養室の床面積は、入所者1人当たり6.4平方メートル以上でなければならない。

(介護医療院に関する経過措置)

第4条 病院又は診療所の開設者が病床を減少して開設する介護医療院の当該開設時の建物については、平成36年3月31日までに病院又は診療所の病床を減少させることその他の規則で定める要件を満たす場合に限り、別表第3設備の項第1号の規定は、適用しない。

附 則

第1条・第2条 略

(介護老人保健施設に関する経過措置)

第3条 略

2 病院又は診療所の開設者が病床を減少して開設する介護老人保健施設については、工事が平成30年3月31日までに完成することその他の規則で定める要件を満たす場合に限り、別表第2設備の項第1号、第2号(2)及び第3号(2)の規定は、適用しない。この場合において、療養室の床面積は、入所者1人当たり6.4平方メートル以上でなければならない。

- 2 病院又は診療所の開設者が病床を減少して開設する介護医療院（ユニット型介護医療院を除く。）の当該開設時の療養室については、平成36年3月31日までに病院又は診療所の病床を減少させることその他の規則で定める要件を満たす場合に限り、別表第3設備の項第3号(2)の規定は、新築、増築又は全面的な改築の工事が終了するまでの間、適用しない。この場合において、療養室の床面積は、入居者1人当たり6.4平方メートル以上でなければならない。
- 3 平成30年3月31日までに病院又は診療所の病床を減少して開設した介護老人保健施設の全部又は一部を廃止して開設する介護医療院の当該開設時の建物については、平成36年3月31日までに当該介護老人保健施設の全部又は一部を廃止することその他の規則で定める要件を満たす場合に限り、別表第3設備の項第1号の規定は、適用しない。
- 4 平成30年3月31日までに病院又は診療所の病床を減少して開設した介護老人保健施設の全部又は一部を廃止して開設する介護医療院（ユニット型介護医療院を除く。）の当該開設時の療養室については、平成36年3月31日までに当該介護老人保健施設の全部又は一部を廃止することその他の規則で定める要件を満たす場合に限り、別表第3設備の項第3号(2)の規定は、新築、増築又は全面的な改築の工事が終了するまでの間、適用しない。この場合において、療養室の床面積は、入所者1人当たり6.4平方メートル以上でなければならない。

別表第1（第4条関係）

区分	基準
略	
入所	1 略 2 入所申込者が入院を必要とする場合その他の入所申込者に対し適切なサービスを提供することが困難な場合は、医療機関、介護老人保健施設又は介護医療院の紹介その他の適切な措置を講ずること。 3 略 4 サービスの提供を開始するときは、あらかじめ、入所申込者又はその家族に対し、次に掲げる事項を記載した書面

別表第1（第4条関係）

区分	基準
略	
入所	1 略 2 入所申込者が入院を必要とする場合その他の入所申込者に対し適切なサービスを提供することが困難な場合は、医療機関又は介護老人保健施設の紹介その他の適切な措置を講ずること。 3 略 4 サービスの提供を開始するときは、あらかじめ、入所申込者又はその家族に対し、次に掲げる事項を記載した書面

	を交付して説明を行い、入所申込者の同意を得ること。 (1)～(5) 略 <u>(6)</u> 緊急時等における対応方法 <u>(7)</u> 略 <u>(8)</u> 略 <u>(9)</u> 略		を交付して説明を行い、入所申込者の同意を得ること。 (1)～(5) 略 <u>(6)</u> 略 <u>(7)</u> 略 <u>(8)</u> 略
略		略	
サービスの提供	1～4 略 5 入所の項第4号(1)から <u>(7)</u> までに掲げる事項その他施設の運営に関する重要事項についての規程を定めること。 6～9 略	サービスの提供	1～4 略 5 入所の項第4号(1)から <u>(6)</u> までに掲げる事項その他施設の運営に関する重要事項についての規程を定めること。 6～9 略
略		略	

別表第3 (第8条関係)

区分	基準
従業者の配置	1 次に掲げる従業者を置くこと。 (1) 管理者 (2) 医師 (3) 薬剤師 (4) 看護職員 (5) 介護職員 (6) 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士 (7) 栄養士 (8) 介護支援専門員 (9) 診療放射線技師 (10) 調理員 (11) 事務員その他の従業者 2 従業者は、入居者数に応じ、規則で定める人数以上とすること。 3 管理者及び介護支援専門員は、常勤の者とすること。 4 宿直する医師を置くこと。 ただし、入所者に対するサービスの提供に支障がない場合にあつては、この限りでない。 5 従業者は、専ら当該施設の

	<p>職務に従事することができる者をもって充てること。ただし、入所者の処遇に支障がない場合として規則で定める場合にあつては、この限りでない。</p>
設備	<p>1 入所者の療養生活のために使用しない附属の建物を除き、耐火建築物とすること。ただし、2階建て又は平屋建てで規則で定める要件を満たすものにあつては、準耐火建築物とすることができる。</p> <p>2 次に掲げる設備を設けること。</p> <p>(1) 療養室</p> <p>(2) 診察室</p> <p>(3) 処置室</p> <p>(4) 機能訓練室</p> <p>(5) 共同生活室（ユニット型介護医療院に限る。）</p> <p>(6) 食堂（ユニット型介護医療院を除く。）</p> <p>(7) 浴室</p> <p>(8) 洗面所</p> <p>(9) 便所</p> <p>(10) サービス・ステーション</p> <p>(11) 調理室</p> <p>(12) 洗濯室又は洗濯場</p> <p>(13) 汚物処理室</p> <p>(14) その他規則で定める設備</p> <p>3 ユニット型介護医療院以外の施設の療養室は、次のとおりとすること。</p> <p>(1) 一の療養室の定員は、4人以下とすること。</p> <p>(2) 入所者1人あたりの床面積は、8平方メートル以上とすること。</p> <p>4 ユニット型介護医療院の療養室は、次のとおりとすること。</p> <p>(1) 一の療養室の定員は、</p>

	<p>1人とすること。ただし、入居者への介護医療院サービスの提供上必要と認められる場合は、2人とすることができる。</p> <p>(2) 一の療養室の床面積は、10.65平方メートル以上とすること。</p> <p>5 非常災害に際して必要な消火設備その他の設備を設けること。</p> <p>6 専ら当該施設の用に供するものであること。ただし、入所者の処遇に支障がないと認められるときは、この限りでない。</p>
入所	<p>1 正当な理由なくサービスの提供を拒まないこと。</p> <p>2 入所申込者の病状等を勘案し、入所申込者に対し自ら必要なサービスを提供することが困難であると認めた場合は、適切な医療機関を紹介する等の適切な措置を講ずること。</p> <p>3 長期にわたる療養及び医学的管理の下における介護の必要性を勘案し、介護医療院サービスを受ける必要性が高い入所申込者を優先的に入所させるよう努めること。また、指定居宅介護支援事業者等からの心身の状況、生活歴、病歴、居宅サービスの利用状況等の情報の提供を受けるよう努めること。</p> <p>4 サービスの提供を開始するときは、あらかじめ、入所申込者又はその家族に対し、次に掲げる事項を記載した書面を交付して説明を行い、入所申込者の同意を得ること。</p> <p>(1) 施設の目的及び運営の方針</p> <p>(2) 従業者の職種、人数及</p>

	<p>び職務の内容</p> <p>(3) 入所定員並びにユニット型介護医療院にあつては、ユニットの数及びユニットごとの入所定員</p> <p>(4) 入所者に対するサービスの内容及び利用料その他の費用の額</p> <p>(5) 施設の利用に当たつての留意事項</p> <p>(6) 非常災害対策</p> <p>(7) 従業者の勤務の体制</p> <p>(8) その他サービスの選択に資する重要事項</p>
施設サービス計画	<p>1 介護支援専門員に利用者ごとに施設サービス計画を作成させること。</p> <p>2 施設サービス計画は、アセスメントの結果及びその者の希望に基づき、その家族の希望を勘案したものとすること。</p> <p>3 アセスメントを行うときは、入所者及びその家族に面接すること。また、面接の趣旨を入所者及びその家族に十分に説明し、その理解を得ること。</p> <p>4 施設サービス計画の原案を作成したときは、入所者に対する介護医療院サービスの提供に当たる他の従業者の専門的見地からの意見を聴くとともに、その者及びその家族に対して説明し、文書による同意を得ること。</p>
サービスの提供	<p>1 介護医療院サービスを提供したときは、提供したサービスの具体的な内容を記録すること。</p> <p>2 入所者の人権を守り、虐待の発生を防止するため、高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律第20条の規定に従い、従業</p>

- 者に対する研修の実施、責任者の設置その他の措置を講ずること。
- 3 当該入所者又は他の入所者等の生命又は身体を保護するために緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等は、行わないこと。また、身体的拘束等を行うときは、その態様及び時間、心身の状況並びに身体的拘束等が必要な理由を記録すること。
- 4 診療は、医師として必要性があると認められる疾病又は負傷に対して、入所者の病状、心身の状況等に応じ、的確な診断を基として療養上妥当適切に行うこと。
- 5 入所者の心身の機能の維持回復を図り、日常生活の自立を助けるため、理学療法、作業療法その他リハビリテーションの訓練を計画的に行うこと。
- 6 入所の項第4号(1)から(6)までに掲げる事項その他運営に関する重要事項についての規程を定めること。
- 7 入所者又はその家族から食事の提供に要する費用、居住に要する費用その他の規則で定める費用以外の費用を徴収しないこと。
- 8 非常災害対策は、非常災害時の情報の収集、連絡体制、避難等に関する具体的な計画を定めるとともに、その計画を実行できるよう利用者及び職員に周知し、定期的に訓練を行うこと。
- 9 感染症その他の規則で定める健康被害が発生し、又はまん延しないように、衛生上及び健康管理上必要な措置を講ずること。

	<p>10 入所者の処遇について、自らサービスの評価を行い、その結果を入所者に周知するとともに、常にその改善を図ること。また、外部の者による評価を行い、その結果を公表するよう努めること。</p> <p>11 設置者は、暴力団又は暴力団員の利益につながる活動を行わないこと。また、暴力団又は暴力団員と密接な関係を持たないこと。</p>
記録の作成及び保存	<p>従業者、設備及び会計に関する諸記録、サービスの提供の項第1号及び第3号の記録並びに事故等への対応の項第2号及び第4号の記録、施設サービス計画その他提供したサービスの状況に関する規則で定める記録を整備し、規則で定めるところにより保存すること。</p>
事故等への対応	<p>1 従業者又は従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た入所者又はその家族の個人情報を漏らすことがないように必要な措置を講ずること。また、入所者に関する情報を指定居宅介護支援事業者等に提供する際には、あらかじめ文書により入所者の同意を得ること。</p> <p>2 入所者の負傷、個人情報の漏えいその他の事故が発生した場合は、速やかに市町村及び家族に連絡するとともに、当該事故の状況及び事故に際して採った措置を記録すること。</p> <p>3 入所者又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するため、サービスに関する苦情を受ける窓口の設置その他の措置を講ずること。</p> <p>4 苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録</p>

	<p>すること。</p> <p>5 法第23条、第24条第1項若しくは第114条の2又は社会福祉法第56条第1項の規定による質問、検査等に協力すること。</p> <p>6 前号に掲げるもののほか、入所者又はその家族からの苦情に関して市町村が行う調査に協力すること。</p> <p>7 国民健康保険団体連合会が行う法第176条第1項第3号の調査に協力すること。</p>
--	---

(鳥取県居宅サービス事業及び介護予防サービス事業に関する条例の一部改正)

第2条 鳥取県居宅サービス事業及び介護予防サービス事業に関する条例(平成24年鳥取県条例第76号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(指定居宅サービスの事業の一般原則)</p> <p>第4条 略</p> <p>2・3 略</p> <p>4 指定居宅サービス事業者は、次の基本方針に基づき、指定居宅サービスの事業を行わなければならない。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) 居宅療養管理指導は、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、医師、歯科医師、薬剤師、<u>歯科衛生士(歯科衛生士が行う居宅療養管理指導に相当するものを行う保健師、看護師及び准看護師を含む。以下同じ。)</u>又は管理栄養士が、通院が困難な利用者に対して、その居宅を訪問して、その心身の状況、置かれている環境等を把握し、それらを踏まえて療養上の管理及び指導を行うことにより、その者の療養生活の質の向上を図るものでなければならない。</p> <p>(6)～(14) 略</p> <p>(指定介護予防サービスの事業の一般原則)</p> <p>第6条 略</p> <p>2・3 略</p> <p>4 指定介護予防サービス事業者は、次の基本方針に基づき、指定介護予防サービスの事業を行わなけれ</p>	<p>(指定居宅サービスの事業の一般原則)</p> <p>第4条 略</p> <p>2・3 略</p> <p>4 指定居宅サービス事業者は、次の基本方針に基づき、指定居宅サービスの事業を行わなければならない。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) 居宅療養管理指導は、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、医師、歯科医師、薬剤師、<u>看護職員(保健師、看護師又は准看護師をいう。以下同じ。)</u>、<u>歯科衛生士又は管理栄養士が、通院が困難な利用者に対して、その居宅を訪問して、その心身の状況、置かれている環境等を把握し、それらを踏まえて療養上の管理及び指導を行うことにより、その者の療養生活の質の向上を図るものでなければならない。</u></p> <p>(6)～(14) 略</p> <p>(指定介護予防サービスの事業の一般原則)</p> <p>第6条 略</p> <p>2・3 略</p> <p>4 指定介護予防サービス事業者は、次の基本方針に</p>

ばならない。

(1)～(3) 略

(4) 介護予防居宅療養管理指導は、利用者が可能な限りその居宅において、要支援状態の維持若しくは改善を図り、又は要介護状態となることを予防し、自立した日常生活を営むことができるよう、医師、歯科医師、薬剤師、歯科衛生士又は管理栄養士が、通院が困難な利用者に対して、その居宅を訪問して、その心身の状況、置かれている環境等を把握し、それらを踏まえて療養上の管理及び指導を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。

(5)～(12) 略

附 則

第1条 略

(経過措置)

第2条 次のいずれにも該当する老人福祉法（昭和38年法律第133号）第29条第1項に規定する有料老人ホームにおいて行う指定居宅サービスの事業については、別表の10の表設備の項第2号(3)及び(5)の規定は、適用しない。

(1) 略

(2) 老人福祉法第20条の4に規定する養護老人ホーム（以下「養護老人ホーム」という。）、同法第20条の5に規定する特別養護老人ホーム（以下「特別養護老人ホーム」という。）又は同法第20条の6に規定する軽費老人ホーム（以下「軽費老人ホーム」という。）が併設され、入所者がこれらの施設の浴室及び食堂を利用することができること。

(3) 略

2・3 略

4 病院又は診療所の開設者が、平成36年3月31日までに当該病院又は診療所の病床を減少させるとともに、当該病院又は診療所の施設を介護医療院、軽費老人ホームその他の要介護者、要支援者その他の者を入所又は入居させるための施設の用に供することにより、医療機関併設型指定特定施設（介護老人保健施設、介護医療院又は病院若しくは診療所に併設される指定特定施設をいう。）において行う指定居宅サービス及び指定介護予防サービスの事業については、併設される介護老人保健施設、介護医療院又

ばならない。

(1)～(3) 略

(4) 介護予防居宅療養管理指導は、利用者が可能な限りその居宅において、要支援状態の維持若しくは改善を図り、又は要介護状態となることを予防し、自立した日常生活を営むことができるよう、医師、歯科医師、薬剤師、看護職員、歯科衛生士又は管理栄養士が、通院が困難な利用者に対して、その居宅を訪問して、その心身の状況、置かれている環境等を把握し、それらを踏まえて療養上の管理及び指導を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。

(5)～(12) 略

附 則

第1条 略

(経過措置)

第2条 次のいずれにも該当する老人福祉法（昭和38年法律第133号）第29条第1項に規定する有料老人ホームにおいて行う指定居宅サービスの事業については、別表の10の表設備の項第2号(3)及び(5)の規定は、適用しない。

(1) 略

(2) 老人福祉法第20条の4に規定する養護老人ホーム（以下「養護老人ホーム」という。）、同法第20条の5に規定する特別養護老人ホーム（以下「特別養護老人ホーム」という。）又は同法第20条の6に規定する軽費老人ホームが併設され、入所者がこれらの施設の浴室及び食堂を利用することができること。

(3) 略

2・3 略

は病院若しくは診療所の施設を利用することができると認められるときは、別表の10の表設備の項第2号(3)から(5)までの規定は、適用しない。

別表（第5条、第7条関係）

1・2 略

3 訪問看護又は介護予防訪問看護

区分	基準
従業者の配置	1 病院又は診療所ではない事業所にあつては、次に掲げる従業者を事業所ごとに置くこと。 (1) 略 (2) <u>看護職員（保健師、看護師又は准看護師をいう。以下同じ。）</u> (3) 略 2～4 略
略	

4 訪問リハビリテーション又は介護予防訪問リハビリテーション

区分	基準
従業者の配置	1 <u>次に掲げる従業者を事業所ごとに置くこと。</u> (1) <u>医師</u> (2) <u>理学療法士等</u> 2 <u>従業者は、利用者数に応じ、規則で定める人数以上とすること。</u> 3 <u>医師は、常勤の者とすること。</u>
設備	1 病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院として必要な設備を有すること。 2 略
略	

5 居宅療養管理指導又は介護予防居宅療養管理指導

区分	基準
従業者の配置	1 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める従業者を事業所ごとに置くこと。 (1) 病院又は診療所である事業所 ア 略 イ 薬剤師、歯科衛生士又は管

別表（第5条、第7条関係）

1・2 略

3 訪問看護又は介護予防訪問看護

区分	基準
従業者の配置	1 病院又は診療所ではない事業所（以下「 <u>訪問看護ステーション</u> 」 <u>という。</u> ）にあつては、次に掲げる従業者を事業所ごとに置くこと。 (1) 略 (2) 看護職員 (3) 略 2～4 略
略	

4 訪問リハビリテーション又は介護予防訪問リハビリテーション

区分	基準
従業者の配置	<u>理学療法士等</u> を事業所ごとに置くこと。
設備	1 病院、診療所又は介護老人保健施設として必要な設備を有すること。 2 略
略	

5 居宅療養管理指導又は介護予防居宅療養管理指導

区分	基準
従業者の配置	1 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める従業者を事業所ごとに置くこと。 (1) 病院又は診療所である事業所 ア 略 イ 薬剤師、 <u>看護職員</u> 、歯科衛

	<p>理栄養士 (2) 略</p> <p>2 略</p>
略	
サービスの開始	<p>1・2 略</p> <p>3 サービスの提供を開始するときは、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、次に掲げる事項を記載した書面を交付して説明を行い、利用申込者の同意を得ること。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) <u>事業の実施地域</u></p> <p>(6) 略</p> <p>(7) 略</p>
サービスの提供	<p>1・2 略</p> <p>3 サービスの開始の項第3号(1)から(5)までに掲げる事項その他運営に関する重要事項についての規程を事業所ごとに定めること。</p> <p>4・5 略</p>
略	
6～8 略	
9 短期入所療養介護又は介護予防短期入所療養介護	
区分	基準
従業者の配置	<p>1 法又は医療法（昭和23年法律第205号）により介護老人保健施設、指定介護療養型医療施設、<u>介護医療院</u>、療養病床を有する病院又は診療所として必要な職員を置くこと。</p> <p>2 <u>介護老人保健施設、指定介護療養型医療施設又は介護医療院</u>ではない事業所にあつては、前号に規定する従業者のほか、管理者を置くこと。</p>
設備	<p>1 法又は医療法により介護老人保健施設、指定介護療養型医療施設、<u>介護医療院</u>、療養病床を有する病院又は診療所として必要な設備を設けること。</p> <p>2 療養病床を有しない診療所に</p>

	<p>生士又は管理栄養士 (2) 略 (3) <u>訪問看護ステーションである事業所 管理者及び看護職員</u></p> <p>2 略</p>
略	
サービスの開始	<p>1・2 略</p> <p>3 サービスの提供を開始するときは、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、次に掲げる事項を記載した書面を交付して説明を行い、利用申込者の同意を得ること。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) 略</p> <p>(6) 略</p>
サービスの提供	<p>1・2 略</p> <p>3 サービスの開始の項第3号(1)から(4)までに掲げる事項その他運営に関する重要事項についての規程を事業所ごとに定めること。</p> <p>4・5 略</p>
略	
6～8 略	
9 短期入所療養介護又は介護予防短期入所療養介護	
区分	基準
従業者の配置	<p>1 法又は医療法（昭和23年法律第205号）により介護老人保健施設、指定介護療養型医療施設、療養病床を有する病院又は診療所として必要な職員を置くこと。</p> <p>2 <u>介護老人保健施設又は指定介護療養型医療施設</u>ではない事業所にあつては、前号に規定する従業者のほか、管理者を置くこと。</p>
設備	<p>1 法又は医療法により介護老人保健施設、指定介護療養型医療施設、療養病床を有する病院又は診療所として必要な設備を設けること。</p> <p>2 療養病床を有しない診療所に</p>

<p>あつては、前号に規定する設備のほか、浴室その他の規則で定める設備を設けること。</p> <p>3 略</p> <p>略</p> <p>10 略</p> <p>11 福祉用具貸与又は介護予防福祉用具貸与</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">区分</th> <th>基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">略</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">福祉用具貸与計画</td> <td>1 略</td> </tr> <tr> <td>2 作成に当たっては、その内容を利用者又はその家族に説明し、利用者の同意を得るとともに、作成した計画書を利用者及び当該利用者に係る介護支援専門員に交付すること。</td> </tr> <tr> <td colspan="2">略</td> </tr> </tbody> </table> <p>12 略</p>	区分	基準	略		福祉用具貸与計画	1 略	2 作成に当たっては、その内容を利用者又はその家族に説明し、利用者の同意を得るとともに、作成した計画書を利用者及び当該利用者に係る介護支援専門員に交付すること。	略		<p>あつては、前号に規定する設備のほか、<u>食堂</u>、浴室その他の規則で定める設備を設けること。</p> <p>3 略</p> <p>略</p> <p>10 略</p> <p>11 福祉用具貸与又は介護予防福祉用具貸与</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">区分</th> <th>基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">略</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">福祉用具貸与計画</td> <td>1 略</td> </tr> <tr> <td>2 作成に当たっては、その内容を利用者又はその家族に説明し、利用者の同意を得るとともに、作成した計画書を利用者に交付すること。</td> </tr> <tr> <td colspan="2">略</td> </tr> </tbody> </table> <p>12 略</p>	区分	基準	略		福祉用具貸与計画	1 略	2 作成に当たっては、その内容を利用者又はその家族に説明し、利用者の同意を得るとともに、作成した計画書を利用者に交付すること。	略	
区分	基準																		
略																			
福祉用具貸与計画	1 略																		
	2 作成に当たっては、その内容を利用者又はその家族に説明し、利用者の同意を得るとともに、作成した計画書を利用者及び当該利用者に係る介護支援専門員に交付すること。																		
略																			
区分	基準																		
略																			
福祉用具貸与計画	1 略																		
	2 作成に当たっては、その内容を利用者又はその家族に説明し、利用者の同意を得るとともに、作成した計画書を利用者に交付すること。																		
略																			

(鳥取県指定介護療養型医療施設に関する条例の一部改正)

第3条 鳥取県指定介護療養型医療施設に関する条例（平成24年鳥取県条例第78号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>附 則</p> <p>1・2 略</p> <p>(この条例の失効)</p> <p>3 この条例は、<u>平成36年3月31日</u>限り、その効力を失う。</p>	<p>附 則</p> <p>1・2 略</p> <p>(この条例の失効)</p> <p>3 この条例は、<u>平成30年3月31日</u>限り、その効力を失う。</p>

(鳥取県医療法施行条例の一部改正)

第4条 鳥取県医療法施行条例（平成24年鳥取県条例第82号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(病床数の算定方法)</p> <p>第3条 略</p> <p>附 則</p> <p>第1条・第2条 略</p>	<p>(病床数の算定方法)</p> <p>第3条 略</p> <p><u>2 知事が法第7条の2第5項の当該地域における既存の病床数を算定するに当たっては、介護老人保健施設の入所定員数は、規則で定めるところにより、既存の療養病床の病床数とみなす。</u></p> <p>附 則</p> <p>第1条・第2条 略</p>

<p>(看護師等の員数の特例)</p> <p>第3条 療養病床を有する病院であつて、その開設者が平成24年6月30日までに医療法施行規則附則第53条に規定する特定介護療養型医療施設又は特定病院であることを知事に届け出たものに対する第5条第2項(同条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定の適用については、<u>平成36年3月31日</u>までの間、同条第2項の表(2)の項中「療養病床」とあるのは「療養病床の入院患者の数を6で除した数」と、同表(3)の項中「4」とあるのは「6」とする。</p>	<p>(看護師等の員数の特例)</p> <p>第3条 療養病床を有する病院であつて、その開設者が平成24年6月30日までに医療法施行規則附則第53条に規定する特定介護療養型医療施設又は特定病院であることを知事に届け出たものに対する第5条第2項(同条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定の適用については、<u>平成30年3月31日</u>までの間、同条第2項の表(2)の項中「療養病床」とあるのは「療養病床の入院患者の数を6で除した数」と、同表(3)の項中「4」とあるのは「6」とする。</p>
--	--

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。ただし、第1条中鳥取県介護保険施設に関する条例附則第3条第2項の改正規定及び同項の次に2項を加える改正規定、第3条の規定並びに第4条中鳥取県医療法施行条例附則第3条の改正規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項に規定する指定居宅サービス又は同法第53条第1項に規定する指定介護予防サービスを行っている事業所において行われる居宅療養管理指導又は介護予防居宅療養管理指導のうち、看護職員(歯科衛生士が行う居宅療養管理指導に相当するものを行う保健師、看護師及び准看護師を除いた保健師、看護師又は准看護師をいう。)が行うものについては、第2条の規定による改正前の鳥取県居宅サービス事業及び介護予防サービス事業に関する条例第4条第4項第5号、第6条第4項第4号及び別表の5の表従業者の配置の項第1号の規定は、平成30年9月30日までの間、なおその効力を有する。

(療養病床に係る既存の病床数の算定に係る措置)

- 3 知事が地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律(平成29年法律第52号)附則第28条の規定により既存の病床数を算定するに当たっては、介護老人保健施設及び介護医療院の入所定員数は、平成36年3月31日までの間、規則で定めるところにより、既存の療養病床の病床数とみなす。

鳥取県青少年健全育成条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年 3 月27日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県条例第22号

鳥取県青少年健全育成条例の一部を改正する条例

鳥取県青少年健全育成条例（昭和55年鳥取県条例第34号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(インターネットに接続する機能を有する機器の販売事業者の義務等)</p> <p>第12条の3 略</p> <p>2 携帯電話インターネット接続役務提供事業者等 (インターネット環境整備法第13条第1項に規定する携帯電話インターネット接続役務提供事業者等をいう。以下同じ。) は、青少年が使用する携帯電話端末等 (インターネット環境整備法第2条第7項に規定する携帯電話端末等をいう。) において携帯電話インターネット接続役務の提供を受ける契約の締結又はその媒介、取次ぎ若しくは代理をするに当たっては、当該青少年又はその保護者に対し、<u>インターネット環境整備法第14条各号に掲げる事項</u>その他規則で定める事項を説明するとともに、その内容を記載した書面を交付しなければならない。</p> <p>3 保護者は、その監護する青少年が就労しており、<u>青少年有害情報フィルタリングサービス (インターネット環境整備法第2条第10項に規定する青少年有害情報フィルタリングサービスをいう。以下同じ。)</u>を利用すること又は<u>青少年有害情報フィルタリング有効化措置 (インターネット環境整備法第16条に規定する青少年有害情報フィルタリング有効化措置をいう。)</u>を講ずること<u>で当該青少年の業務に著しい支障を生ずることその他の規則で定める正当な理由がある場合に限り、正当な理由その他規則で定める事項を記載した書面又は当該事項に係る電磁的記録 (電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。)</u>により、インターネット環境整備法第15条ただし書又は第16条ただし書の申出をすることができる。</p> <p>4 携帯電話インターネット接続役務提供事業者 (<u>インターネット環境整備法第2条第8項に規定する携</u></p>	<p>(インターネットに接続する機能を有する機器の販売事業者の義務等)</p> <p>第12条の3 略</p> <p>2 携帯電話インターネット接続役務提供事業者 (インターネット環境整備法第2条第8項に規定する携帯電話インターネット接続役務提供事業者をいう。以下同じ。) <u>又は携帯電話インターネット接続役務に係る契約の締結の媒介、取次ぎ若しくは代理を業とする者は、</u>青少年が使用する携帯電話端末<u>その他の機器において携帯電話インターネット接続役務の提供を受ける契約の締結又はその媒介、取次ぎ若しくは代理をするに当たっては、</u>当該青少年又はその保護者に対し、<u>携帯電話インターネット接続役務の提供を受けることにより有害情報の閲覧又は視聴をする機会が生ずること</u>その他規則で定める事項を説明するとともに、その内容を記載した書面を交付しなければならない。</p> <p>3 保護者は、その監護する青少年が就労しており、<u>青少年有害情報フィルタリングソフトウェア</u>を利用することで当該青少年の業務に著しい支障を生ずることその他の規則で定める正当な理由がある場合に限り、正当な理由その他規則で定める事項を記載した書面により、<u>インターネット環境整備法第17条第1項ただし書</u>の申出をすることができる。</p> <p>4 携帯電話インターネット接続役務提供事業者は、<u>青少年有害情報フィルタリングソフトウェア</u>の利用</p>

<p>帯電話インターネット接続役務提供事業者をいう。)は、<u>青少年有害情報フィルタリングサービス</u>の利用を条件としない第2項の契約を締結したときは、当該契約に係る前項の書面又は電磁的記録を、当該契約が終了する日又は当該契約に係る青少年が18歳に達する日のいずれか早い日までの間保存しなければならない。</p>	<p>を条件としない第2項の契約を締結したときは、当該契約に係る前項の書面を、当該契約が終了する日又は当該契約に係る青少年が18歳に達する日のいずれか早い日までの間保存しなければならない。<u>この場合において、当該携帯電話インターネット接続役務提供事業者は、当該書面の保存に代えて当該書面に記載された事項に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。)を保存することができる。</u></p>
<p>5 <u>携帯電話インターネット接続役務提供事業者等は、インターネット環境整備法第16条ただし書の規定により青少年有害情報フィルタリング有効化措置を講じずに特定携帯電話端末等(同条に規定する特定携帯電話端末等をいう。)を販売したときは、当該販売に係る第3項の書面又は電磁的記録を、当該特定携帯電話端末等の使用を終了する日、第2項の契約が終了する日又は当該契約に係る青少年が18歳に達する日のいずれか早い日までの間保存しなければならない。</u></p>	
<p>6 <u>前2項の場合において、携帯電話インターネット接続役務提供事業者等は、前2項の書面の保存に代えて当該書面に記載された事項に係る電磁的記録を保存することができる。</u></p>	
<p>7 <u>知事は、事業者が第1項、第2項、第4項又は第5項の規定に違反していると認めるときは、当該事業者に対し、必要な措置を講ずるよう勧告することができる。</u></p>	<p>5 <u>知事は、事業者が第1項、第2項又は前項の規定に違反していると認めるときは、当該事業者に対し、必要な措置を講ずるよう勧告することができる。</u></p>
<p>8 略</p>	<p>6 略</p>
<p>9 略</p>	<p>7 略</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

鳥取県児童福祉施設に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年3月27日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県条例第23号

鳥取県児童福祉施設に関する条例の一部を改正する条例

鳥取県児童福祉施設に関する条例（平成24年鳥取県条例第79号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後		改 正 前	
別表第7（第13条関係）		別表第7（第13条関係）	
1 福祉型障害児入所施設		1 福祉型障害児入所施設	
項目	基準	項目	基準
職員の配置	1 略 2 主として自閉症を主たる症状とする児童（以下「自閉症児」という。）が入所する施設には、前号に掲げる職員のほか、 <u>医師及び看護職員（保健師、助産師、看護師又は准看護師をいう。以下同じ。）</u> を置くこと。ただし、入所者の処遇に支障がない場合として規則で定める場合にあつては、この限りでない。 3 主として肢体不自由のある児童が入所する施設には、第1号に掲げる職員のほか、 <u>看護職員</u> を置くこと。ただし、入所者の処遇に支障がない場合として規則で定める場合にあつては、この限りでない。 4・5 略	職員の配置	1 略 2 主として自閉症を主たる症状とする児童（以下「自閉症児」という。）が入所する施設には、前号に掲げる職員のほか、 <u>医師及び看護師</u> を置くこと。ただし、入所者の処遇に支障がない場合として規則で定める場合にあつては、この限りでない。 3 主として肢体不自由のある児童が入所する施設には、第1号に掲げる職員のほか、 <u>看護師</u> を置くこと。ただし、入所者の処遇に支障がない場合として規則で定める場合にあつては、この限りでない。 4・5 略
略		略	
2 略		2 略	
別表第8（第14条関係）		別表第8（第14条関係）	
1 福祉型児童発達支援センター		1 福祉型児童発達支援センター	
項目	基準	項目	基準
職員の配置	1・2 略 3 主として重症心身障害児が通う施設には、第1号に掲げる職員のほか、 <u>看護職員</u> を置くこと。ただし、利用者の処遇に支障がない場合として規則で定める場合にあつては、この限りでない。	職員の配置	1・2 略 3 主として重症心身障害児が通う施設には、第1号に掲げる職員のほか、 <u>看護師</u> を置くこと。ただし、利用者の処遇に支障がない場合として規則で定める場合にあつては、この限りでない。

	4・5 略		4・5 略
略		略	
2 略		2 略	

附 則

この条例は、平成30年 4 月 1 日から施行する。

鳥取県障害児通所支援事業及び障害児入所施設に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年3月27日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県条例第24号

鳥取県障害児通所支援事業及び障害児入所施設に関する条例の一部を改正する条例

鳥取県障害児通所支援事業及び障害児入所施設に関する条例（平成24年鳥取県条例第81号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第21条の5の4第1項第2号、<u>第21条の5の15第3項第1号</u>（法第21条の5の16第4項及び<u>第24条の9第3項</u>（法第24条の10第4項において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）、<u>第21条の5の19第1項</u>及び第2項並びに第24条の12第1項及び第2項の規定に基づき、指定通所支援の事業及び指定障害児入所施設の従業者、設備及び運営に関する基準等を定めるものとする。</p> <p>(指定障害児通所支援事業者及び指定障害児入所施設の設置者の要件)</p> <p>第4条 <u>法第21条の5の15第3項第1号</u>（法第21条の5の16第4項及び<u>第24条の9第3項</u>（法第24条の10第4項において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）の条例で定める者は、法人（病院又は診療所において行う医療型児童発達支援に係る指定にあつては、個人又は法人）とする。ただし、暴力団若しくは暴力団員又はこれらの者と密接な関係を有する者を除く。</p> <p>(指定通所支援の事業の基本方針)</p> <p>第5条 指定通所支援の事業は、次の基本方針により行うものとする。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p><u>(4) 居宅訪問型児童発達支援は、障害児が日常生活における基本的動作及び知識技能を習得し、並びに生活能力の向上を図ることができるよう、当該障害児の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて適切かつ効果的な支援を行わなければならない。</u></p> <p><u>(5) 略</u></p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第21条の5の4第1項第2号、<u>第21条の5の15第2項第1号</u>（法第21条の5の16第4項及び<u>第24条の9第2項</u>（法第24条の10第4項において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）、<u>第21条の5の18第1項</u>及び第2項並びに第24条の12第1項及び第2項の規定に基づき、指定通所支援の事業及び指定障害児入所施設の従業者、設備及び運営に関する基準等を定めるものとする。</p> <p>(指定障害児通所支援事業者及び指定障害児入所施設の設置者の要件)</p> <p>第4条 <u>法第21条の5の15第2項第1号</u>（法第21条の5の16第4項及び<u>第24条の9第2項</u>（法第24条の10第4項において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）の条例で定める者は、法人（病院又は診療所において行う医療型児童発達支援に係る指定にあつては、個人又は法人）とする。ただし、暴力団若しくは暴力団員又はこれらの者と密接な関係を有する者を除く。</p> <p>(指定通所支援の事業の基本方針)</p> <p>第5条 指定通所支援の事業は、次の基本方針により行うものとする。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p><u>(4) 略</u></p>

(障害児通所支援事業の従業者、設備及び運営の基準)

第6条 指定通所支援の事業の従業者、設備及び運営に関する基準は、障害児通所支援の種類に応じ、別表第1のとおりとする。ただし、児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援及び保育所等訪問支援並びに障害者総合支援法第5条第7項に規定する生活介護、同条第12項に規定する自立訓練、同条第13項に規定する就労移行支援及び同条第14項に規定する就労継続支援のうち2種類以上の事業を一体的に行う事業所に係る当該基準は、事業の目的を達成するために必要な事項について、サービスの質の向上に配慮して規則で定める。

2 略

別表第1 (第6条関係)

1 児童発達支援

区分	基準
従業者の配置	1 児童発達支援センターであるものを除き、従業者は、次のとおりとする。 (1) 次に掲げる従業者を置くこと。 ア 略 イ <u>児童指導員、保育士又は障害福祉サービス事業に従事した経験を有する者であって規則で定めるもの(以下「障害福祉サービス経験者」という。)</u> ウ・エ 略 (2) 主として重症心身障害児が通う場合は、(1)に掲げる従業者のほか、 <u>看護職員(保健師、助産師、看護師又は准看護師をいう。以下同じ。)</u> を置くこと。 (3) <u>児童指導員、保育士又は障害福祉サービス経験者のうち1人以上は、常勤であること。</u> (4) 略 2 児童発達支援センターの従業者は、次のとおりとする。

(障害児通所支援事業の従業者、設備及び運営の基準)

第6条 指定通所支援の事業の従業者、設備及び運営に関する基準は、障害児通所支援の種類に応じ、別表第1のとおりとする。ただし、児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス及び保育所等訪問支援並びに障害者総合支援法第5条第7項に規定する生活介護、同条第12項に規定する自立訓練、同条第13項に規定する就労移行支援及び同条第14項に規定する就労継続支援のうち2種類以上の事業を一体的に行う事業所に係る当該基準は、事業の目的を達成するために必要な事項について、サービスの質の向上に配慮して規則で定める。

2 略

別表第1 (第6条関係)

1 児童発達支援

区分	基準
従業者の配置	1 児童発達支援センターであるものを除き、従業者は、次のとおりとする。 (1) 次に掲げる従業者を置くこと。 ア 略 イ <u>指導員又は保育士</u> ウ・エ 略 (2) 主として重症心身障害児が通う場合は、(1)に掲げる従業者のほか、 <u>看護師</u> を置くこと。 (3) <u>指導員又は保育士のうち1人以上は、常勤であること。</u> (4) 略 2 児童発達支援センターの従業者は、次のとおりとする。

	(1)・(2) 略 (3) 主として重症心身障害児が通う場合は、(1)に掲げる従業者のほか、 <u>看護職員</u> を置くこと。 (4) 略 3～6 略
略	
サービスの提供	1～9 略 10 提供するサービスについて定期的に <u>質の評価</u> を行い、その結果を利用者及びその保護者に周知するとともに、 <u>常に改善を図ること</u> 。また、 <u>当該評価及び改善の内容を毎年公表すること</u> 。
略	
事故等への対応	1～4 略 5 <u>法第21条の5の22第1項</u> 又は社会福祉法（昭和26年法律第45号）第56条第1項の規定による質問、検査等に協力すること。
2 医療型児童発達支援	
区分	基準
従業者の配置	1 診療所として必要な従業者のほか、次に掲げる従業者を置くこと。 (1)～(3) 略 (4) <u>看護職員</u> (5)～(7) 略 2～4 略
略	
3 放課後等デイサービス	
区分	基準
従業者の配置	1 次に掲げる従業者を置くこと。 (1) 略 (2) 児童指導員、保育士又は障害福祉サービス経験者 (3)・(4) 略 2 主として重症心身障害児が通う場合は、前号に掲げる従業者のほか、 <u>看護職員</u> を置くこと。 3～8 略

	(1)・(2) 略 (3) 主として重症心身障害児が通う場合は、(1)に掲げる従業者のほか、 <u>看護師</u> を置くこと。 (4) 略 3～6 略
略	
サービスの提供	1～9 略 10 提供するサービスについて定期的に <u>点検</u> し、その結果を利用者及びその保護者に周知すること。また、 <u>外部の者による評価</u> を行い、 <u>その結果を公表するよう努めること</u> 。
略	
事故等への対応	1～4 略 5 <u>法第21条の5の21第1項</u> 又は社会福祉法（昭和26年法律第45号）第56条第1項の規定による質問、検査等に協力すること。
2 医療型児童発達支援	
区分	基準
従業者の配置	1 診療所として必要な従業者のほか、次に掲げる従業者を置くこと。 (1)～(3) 略 (4) <u>看護師</u> (5)～(7) 略 2～4 略
略	
3 放課後等デイサービス	
区分	基準
従業者の配置	1 次に掲げる従業者を置くこと。 (1) 略 (2) 児童指導員、保育士又は障害福祉サービス事業に従事した <u>経験を有する者であって規則で定めるもの（以下「障害福祉サービス経験者」という。）</u> (3)・(4) 略 2 主として重症心身障害児が通う場合は、前号に掲げる従業者のほか、 <u>看護師</u> を置くこと。 3～8 略

略	
サービスの提供	1～8 略 9 提供するサービスについて定期的に <u>質の評価を行い</u> 、その結果を利用者及びその保護者に周知するとともに、 <u>常に改善を図ること</u> 。 また、 <u>当該評価及び改善の内容を毎年公表すること</u> 。
略	

略	
サービスの提供	1～8 略 9 提供するサービスについて定期的に <u>点検し</u> 、その結果を利用者及びその保護者に周知すること。また、 <u>外部の者による評価を行い、その結果を公表するよう努めること</u> 。
略	

4 居宅訪問型児童発達支援

区分	基準
従業者の配置	1 次に掲げる従業者を置くこと。 (1) 管理者 (2) 訪問支援員 (3) 児童発達支援管理責任者 2 管理者は、専らその職務に従事することができる者をもって充てること。ただし、利用者の支援に支障がない場合として規則で定める場合は、この限りでない。 3 児童発達支援管理責任者のうち1人以上は、専ら当該事業所の職務に従事することができる者をもって充てること。 4 常時1人以上の従業者を利用者の指導、訓練等に従事させること。
設備	1 次に掲げる設備を設けること。 (1) 事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画 (2) サービスの提供に必要な設備及び備品等 2 設備及び備品等は、専ら当該事業の用に供するものであること。ただし、利用者の支援に支障がないと認められるときは、この限りでない。
サービスの開始	1 正当な理由がなく、サービスの提供を拒まないこと。 2 サービスを提供する地域等を勘案し、利用申込者に係る児童に対し自ら適切なサービスを提供することが困難な場合は、適当な他の福祉サービスを提供する者の紹介その他の措置を講ずること。

	<p>3 利用の申込みを受けたときは、利用申込者に対し、次に掲げる事項を記載した文書を交付して説明を行い、サービスの提供の開始について同意を得ること。</p> <p>(1) 事業の目的及び運営の方針</p> <p>(2) 従業者の職種、人数及び職務の内容</p> <p>(3) 営業日及び営業時間</p> <p>(4) サービスの内容並びに利用者の保護者から受領する費用の種類及びその額</p> <p>(5) 事業の実施地域</p> <p>(6) サービスの利用に当たっての留意事項</p> <p>(7) 緊急時等における対応方法</p> <p>(8) 虐待の防止のための措置に関する事項</p> <p>(9) 従業者の勤務体制</p> <p>(10) その他サービスの選択に資する重要事項</p>
障害児支援計画	<p>1 の表障害児支援計画の項に掲げる基準を満たすこと。</p>
サービスの提供	<p>1 利用者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力医療機関を定めておくこと</p> <p>2 サービスを提供したときは、提供日、提供したサービスの内容その他必要な事項を記録し、利用者の保護者の確認をとること。</p> <p>3 利用者の人権を守り、虐待の発生を防止するため、障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律第15条の規定に従い、利用者の心身に有害な影響を与える行為をしないよう、従業者の研修を実施するなどの必要な措置を講ずること。</p> <p>4 利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等は、行わないこと。また、やむを得ず身体的拘束等を行うときは、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない</p>

	<p>得ない理由その他必要な事項を記録すること。</p> <p>5 感染症その他の規則で定める健康被害の発生を防止するために衛生上及び健康管理上必要な措置を講ずること。</p> <p>6 サービスの開始の項第3号(1)から(8)までに掲げる事項その他運営に関する重要事項についての規程を定めること。</p> <p>7 利用者の保護者から受領する費用は、提供されるサービスに要する費用のうち規則で定めるものに限ること。</p> <p>8 提供するサービスについて定期的に点検し、その結果を利用者及びその保護者に周知すること。また、外部の者による評価を行い、その結果を公表するよう努めること。</p>
記録の作成及び保存	1の表記録の作成及び保存の項に掲げる基準を満たすこと。
事故等への対応	1の表事故等への対応の項に掲げる基準を満たすこと。

5 保育所等訪問支援

区分	基準
従業者の配置	1～3 略 4 常時1人以上の従業者を利用者の指導、訓練等に從事させること。
設備	4の表設備の項に掲げる基準を満たすこと。
略	

別表第2 (第7条関係)

1 福祉型障害児入所施設

区分	基準
----	----

4 保育所等訪問支援

区分	基準
従業者の配置	1～3 略
設備	<p>1 次に掲げる設備を設けること。</p> <p>(1) 事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画</p> <p>(2) サービスの提供に必要な設備及び備品等</p> <p>2 設備及び備品等は、専ら当該事業の用に供するものであること。ただし、利用者の支援に支障がないと認められるときは、この限りでない。</p>
略	

別表第2 (第7条関係)

1 福祉型障害児入所施設

区分	基準
----	----

従業者の配置	1 次に掲げる従業者を置くこと。 ただし、入所者の支援に支障がない場合として規則で定める場合は、この限りでない。 (1) 略 (2) <u>看護職員</u> (3)～(10) 略 2～5 略	従業者の配置	1 次に掲げる従業者を置くこと。 ただし、入所者の支援に支障がない場合として規則で定める場合は、この限りでない。 (1) 略 (2) <u>看護師</u> (3)～(10) 略 2～5 略
略		略	
2 略		2 略	

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に指定を受けている指定児童発達支援事業者については、改正後の別表第1の1の表従業者の配置の項第1号(1)及び(3)の規定にかかわらず、平成31年3月31日までの間は、なお従前の例による。